

2020年度の研究業績と2021年度の研究計画

金子匡良

1. 2020年度の研究業績

- ①金子匡良「優生思想と憲法」障害法4号（2020年）77-95頁
- ②Masayoshi Kaneko, The Failure of the Human Rights Vindication Bill, in Shinji Higaki and Yuji Nasu (eds.), Hate Speech in Japan: The Possibility of a Non-regulatory Approach (CUP, 2021), pp.151-164.

2. 2021年度の研究計画

①立憲主義における「ビジネスと人権」の位置づけ

人権保障は立憲主義の目的であり、それは憲法の存在理由でもある。その背景には、そもそも国家の正当性の根拠は、それが人権保障を目的とする共同体であるという社会契約思想が存在する。しかし、多国籍企業による国境を越えた人権侵害行為は、このような近代立憲主義の構図の制度的・思想的限界を如実に映し出した。国際社会はこの問題に対して、超国家的な規制の実施を模索してきたが、その試みは何度も挫折し、その延長線上に指導原則が生まれた。そこで、このような背景と経緯を有する「指導原則」と立憲主義思想はどのような関係にあるのか、具体的には「指導原則」が提示する「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」は、立憲主義を拡張したものなのか、それとも立憲主義とは別個の新たな制度思想なのか、あるいは立憲主義の修正ないし改変を求めるものなのかを検討する。

②人権条例に対する人権条約の影響

1990年代以降、部落差別、障害者差別、ジェンダー差別、ヘイトスピーチ等の規制を含む差別禁止条例が制定されるようになってきたが、それらは必ずしも国際人権条約を意識して制定されたわけではない。しかし、障害者差別禁止条例については、前文や目的規定等において障害者権利条約に触れているものが少なくなく、明らかに国際人権条約の影響が見られる。その点において、これらの条例は人権条約の国内実施としての性格を有すると評価できる。そこで、障害者権利条約を明示的に意識した条例をいくつか取り上げ、その制定経緯や内容を分析することによって、条例が人権条約の国内実施としての性格を持つことの意義と課題について検討する。

③障害者差別禁止条例の動向

現在、100 近い自治体で障害者差別禁止条例が制定されているが、障害者差別解消法が制定される以前は、独自の救済機関と救済手続を盛り込んだ条例が多数を占めたものの、解消法制定以後は、解消法に倣って救済機関と救済手続を規定しない条例も増えてきており、各地の条例は「独自救済手続型」と「解消法型」に二極分化する傾向にある。そこで、この分化の背景にある要因を探るために、それぞれのタイプの条例の制定経緯を探るとともに、運用実態における差異を分析することで、実効的な障害者差別禁止条例の在り方について検討する。